

個人番号（マイナンバー）制度に関するお知らせ

個人番号（マイナンバー）制度が導入されますが、2016年1月以降のお取引において支払い調書作成が必要となる場合、お客様の個人番号を税務署提出書類に記載することが義務付けられました。

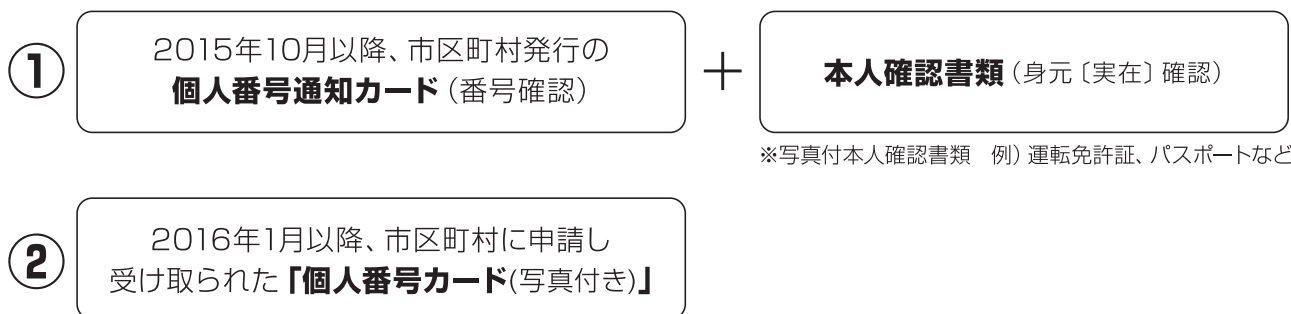
これに伴い、弊社では2016年1月より

「200万円を超える金地金・プラチナ地金・金貨・プラチナ貨のご売却取引」のお客様には個人番号のご提示をお願いいたします。

【該当お取引に必要な書類】

※店頭でのお取引の際は必ず原本をお持ち下さい。

ご売却ご本人様 の



なお、ご提示頂いた個人番号（マイナンバー）は、支払調書作成事務にのみ使用させていただきます。また、個人番号（マイナンバー）の取り扱いについて法令順守ならびに情報漏洩などが起こらないように対処いたします。

以 上

平成27年12月

■ご不明な点がございましたら 下記までお問い合わせ下さい。

【本件に関するお問い合わせ先】

YAMAKIN株式会社 地金部

TEL:0120-55-7999 （受付時間：平日9:00～17:30）